

袖ヶ浦市 6 次産業化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

袖ヶ浦市長 出 口 清

袖ヶ浦市告示第 54 号

袖ヶ浦市 6 次産業化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内における 6 次産業化を推進することにより、本市農業の活性化を図ることを目的として、6 次産業化に取り組む者に対し、その事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和 49 年規則第 11 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「6 次産業化」とは、袖ヶ浦産の農畜産物の生産及びその加工並びに販売までを一体的に行う事業活動であって、農畜産物の新たな価値を生み出すことを目指したものをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、6 次産業化に資する取り組みとして、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) ハード支援事業 袖ヶ浦産の農畜産物の加工、販売を行うために必要な施設、設備及び機械等の整備を行う事業
- (2) ソフト支援事業 商品の試作、パッケージの作成、宣伝広告等を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、他の制度等による補助の対象となった事業については、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業者（以下「農業者」という。）
- (2) 市内に事業所を有する農業法人（以下「農業法人」という。）
- (3) 農業者を代表者とする団体であって、市内に事務所を有し、かつ、当該団体の設立、組織及び運営等について定めた規約（以下「規約」という。）を有するもの（以下「団体」という。）

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納があるものは補助対象者とならない。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表の事業区分に応じ、それぞれ同表の補助対象経費の欄並びに補助率及び補助限度額の欄に定めるとおりとする。

2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象者に対して交付する補助金は、一の補助対象事業当たり1回を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助対象者が規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 袖ヶ浦市6次産業化支援事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 住民票の写し（農業者又は団体の場合に限る。）
- (3) 履歴事項全部証明書及び定款の写し（農業法人の場合に限る。）
- (4) 規約の写し（団体の場合に限る。）
- (5) 市税に係る納税証明書
- (6) 補助対象経費の額が分かる書類
- (7) 施設、設備又は機械等のカタログ若しくは仕様書
- (8) 法令等の許認可等を必要とする場合は、許可証等の写し（補助金の交付の申請の際、既に当該許認可等を取得している場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(変更、中止又は廃止の承認の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金変更(中止・廃止)承認(却下)決定通知書(様式第5号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者が規則第11条の規定により、実績報告をしようとするときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 袖ヶ浦市6次産業化支援事業実施報告書(様式第7号)

(2) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し

(3) 法令等の許認可等を必要とする場合は、許可証等の写し(補助金の交付の申請後に、当該許認可等を取得した場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該報告をした補助事業者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者が、規則第14条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長へ提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は前項の規定による取消をしたときは、袖ヶ浦市6次産業化支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、当該取消を受けた補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実績報告のあった補助金の交付に係る精算行為については、この告示は、当該行為が終了するまでの間、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
ハード支援事業	袖ヶ浦産の農畜産物の加工、販売を行うために必要な施設、設備及び機械等の整備に要する経費	予算の範囲内の額で補助対象経費の50%以内とする。ただし、500,000円を限度とする。
ソフト支援事業	商品の試作、パッケージの作成、宣伝広告等に要する経費	予算の範囲内の額で補助対象経費の50%以内とする。ただし、200,000円を限度とする。